

教育厚生委員会会議録

日 時 平成29年7月3日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 1時55分

場 所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 望月 利樹
副委員長 奥山 弘昌
委員 皆川 巖 石井 脩徳 白壁 賢一 桜本 広樹
高木 晴雄 山田 七穂 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 守屋 守 教育次長 若林 一紀
教育監 渡井 渡 教育監 奥田 正治
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 末木 憲生 学力向上対策監 佐野 修
福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 望月 啓治
義務教育課長 嶋崎 修 高校教育課長 手島 俊樹
高校改革・特別支援教育課長 成島春仁 社会教育課長 岩下 清彦
スポーツ健康課長 前島 斉 国体推進室長 三井 勉 学術文化財課長 百瀬 友輝

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 小島 良一 福祉保健部次長 井出 仁
福祉保健総務課長 神宮司 易 健康長寿推進課長 小田切 春美
国保援護課長 若尾 誠 子育て支援課長 小野真奈美
子どもの心のケア総合拠点整備室長 下川 和夫 障害福祉課長 山本 盛次
医務課長 宮崎 正志 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 岩佐 景一郎

議題

(付託案件)

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて
請願第28-14号 2016年度ゆきとどいた教育を求めることについて
請願第29-3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて
請願第29-4号 ギャンブル依存症の対策に関することについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第29-3号、請願第29-4号については採択すべきもの、請願第28-6号、
請願第28-14号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時
1分から午後0時1分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時から午後1時55分まで福
祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

(子どもの貧困実態調査について)

桜本委員 教の5の子どもの貧困実態調査について御質問させていただきます。既に県外で先進事例があるということもお聞きしているのですが、どの程度参考にしているのか、そしてまた、今回発表の中でいくと、おおむね1割程度というような調査の対象者に行っているようですが、1割ということで、全県の状態を把握できるのか、網羅できるのかお答えください。

岩下社会教育課長 既に実態調査を実施しました都道府県のうち、調査票を入手することができました東京都、愛知県、新潟県、香川県の調査項目、内閣府が示す事例を参考としまして質問の投げかけ方、または選択肢の設定などを含めて検証して、準備を進めてまいりました。また、調査につきましては、今回は全県の・統一的な子供の貧困状況の把握ということでございまして、保護者につきましては約3,300人、子供につきましては2,500人を対象に調査を行うことによりまして全県的な把握について目的を達成できると考えております。

以上です。

桜本委員 今回、小中高という方々が対象ということで、やはり置かれている状況だとか、あるいはこれから進むべき方向も変わってくるわけなのですが、小中高に対する調査内容というのは変わってくるのかということと、また、今回、御家族の収入等、そういったものをお調べすると、貧困ですから、そういったことが中心になるわけなのですが、中には祖父母に学費というものを、あるいは生活費のほとんどを頼っていると、いろいろな形が想定できるのですが、収入に対する調査というのはこういった形を想定しているのでしょうか。

岩下社会教育課長 まず、アンケートの内容についてでございますけれども、保護者に対するアンケートにつきましては、小学校、中学校、高校とも同じ内容になってございます。子供に対する内容につきましても、聞き取るうとする内容については同じですけれども、小学生の場合ですと、放課後に過ごす場所というところに児童館とか学童を加えるなど、年齢に合わせた内容に変更させていただいております。

また、祖父母についてですけれども、祖父母などが支援を行っている世帯につきましては、その祖父母の支援額も含め、世帯所得に含め把握するようにしたいというふうを考えているところであります。

以上です。

桜本委員 この調査の対象者というのは非常に限定されている中で、例えば100人しか対象者がいない小規模な自治体にとっては、その1割を県が出費すると、残りの90人、例えば村とすると、90人さえ村に単独でやっていただければ、そこは100%のデータができるわけですよ。あるいは、1割ということで、例えば10クラスある中で1割ということになると、クラスの中で分けるのか、あるいはクラスごとで分けるのか、例えばそこで1クラス30人の中で5人お願いするとなると、非常にその中でこういった方々を対象にするのかという、その色分けによっても非常に難しい面も出てくるかと思えます。どういうふうな区分というんですか、学校単位の中でも区分割りを考えているのかお答えください。

岩下社会教育課長 1割という中で各市町村ごとにそれぞれ割り振って1割を調査させていただくわけですが、クラス単位での調査を想定しております。ですので、生徒数、児童数が少ない市町村におきましては、1割の数が学級の全体の人数よりも少ないということがございます。そういった場合につきましても、学級ごとということですので、その学級全ての子供たちが対象ということと考えております。

以上でございます。

桜本委員 県が、県全体の貧困の調査をするのであれば、これは学校が中心となって配って、集めて、その集計を行うというような、お金のかからない、調査票のコピーや実態調査データの分析というところにお金がかかる程度でありますので、やはり積極的に市町村に働きかけて、100%に近いようなデータをとるといったことがまさしく山梨県の貧困対策に資することになると思っておりますが、その辺の御努力、どんなふうにお考えでしょうか。

岩下社会教育課長 各市町村の地域の実情に即した施策につなげるために、今回の調査票を活用していただきまして、既に全家庭を対象とするような調査も出てきておりますので、それ以外の市町村につきましても追加調査が実施されるように働きかけてまいりたいと考えております。

桜本委員 最後になります。この中で各市町村の、例えば貧困における対策というのは非常に差がある部分もあります。その中で県としても各市町村の貧困対策の認知度、あるいは活用度ということに対して今回の調査に合わせて県として市町村の貧困対策の進捗度というか内容把握に努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

岩下社会教育課長 今回の調査につきましては、県内のどの市町村に住んでいても利用できる支援制度の認知度等について把握したいと考えております。各市町村の独自の部分につきましては、市町村の御意向もありまして、今回の調査対象に含まれておりませんが、開催いたします市町村等との連絡会議の場などを通じまして状況把握に取り組んでまいりたいと思っております。

(葦崎射撃場汚染土壌除去事業費について)

山田委員 補正予算に計上されております葦崎の射撃場の汚染土壌の除去事業費についてお伺いいたします。先ほど1期、2期と進んで、今回が3期目という形なのですが、現在までの進捗状況と、完了までの今後のスケジュール等を教えていただきたいと思っております。

前島スポーツ健康課長 葦崎の射撃場の跡地につきましては、汚染土壌を除去するエリアが河川敷であるため、河川の水量の少ない11月から5月までの湯水期に作業を行うこととしております。このため、27年度から3期に分け工事を実施しておりますが、現在、第1期、第2期の工事が完了しております。今回の6月補正予算案に計上しております第3期工事は、平成29年11月から平成30年5月までの湯水期に汚染土壌を除去し、同年夏ごろまでに処分することとしており、この工事ももちまして本事業は完了する予定となっております。

山田委員 今回、この5億3,600万という経費がのっておりますけれども、この土壌の撤去全体の事業費は幾らぐらいになるのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 第1期及び第2期の実績額5億5,000万円余と、6月補正予算で計上をお願いしております5億3,000万余を合わせまして、約11億円と考えております。

山田委員 この11億円って、一般の方が考えますと、土壌をすくって処分をして、多分どこから土を持ってきてまた入れるんでしょうけれども、結構大きな金額だと思うんですけども、何でそんなに大きな金額が必要なのかということをちょっと説明していただきたいと思っております。

前島スポーツ健康課長 まず、汚染土壌を除去するに当たりましては、掘削エリアでございますけれども、土壌汚染対策法で深さ50センチまで掘削できることになっております。そこで、まずこのエリアを縦横10メートルに区分けをして、その中で50センチまでとりますと土壌が多くなりますので、鉛の分布状況に応じて50センチから10センチまでの掘削深度を決め、土壌掘削をしております。これによってコストダウンが図られております。

それと、委員御質問の、どうしてこのぐらい、11億という金額がかかるかというふうなこと

でございますけれども、まず、この作業におきまして土壌を重機で掘削いたします。その後、升目3センチのふるいにかけて、石と土砂に分ける作業がございます。それで、鉛を含みます土砂のみを袋詰めいたします、これをトラック等で土壌汚染対策法の許可施設まで搬出し、処分することになっております。こうした経費で11億円がかかっているというふうなことでございます。

山田委員 最近、県内で土壌の不法投棄等、いろいろな問題になっていると思うのですが、今回のこの事業に対してもかなりの撤去の土壌が出てくると思うのですが、その辺の今回の工事に関して処分というのが適正になされているのか。また、適正になされているのであれば、県はそれに対してどのような管理をされているのかお伺いいたします。

前島スポーツ健康課長 汚染土壌の処分に当たりましては、土壌汚染対策法に基づきます管理票により、汚染土壌の引き渡し日、完了日を確認することとなっております。葦崎射撃場跡地から搬出されます汚染土壌につきましてもこの管理票を運搬業者、処分業者に交付いたしまして、適正に処分されたということを確認しております。

山田委員 河原での作業になると思うのですが、汚染された土壌等が河原のほうに流れて、下流のほうに拡散してしまうおそれがあると思いますし、地域の住民方もかなり心配しているのですが、その拡散をしないような対策とか、あと、これまで地域の住民の方から、また、農業関係者、漁協の方々等からの苦情というものがあつたかなかつたかお伺いいたします。

前島スポーツ健康課長 土壌汚染対策法では、工事等により汚染を拡散させてはならないというふうになっております。このため、汚染土壌の除去に当たりましては、河川際に土嚢を設置するとともに、重機が河川を横断する場合は仮設道路を設置するなど、汚染土壌が河川に入ることのないような対策を講じております。

また、周辺住民の皆様に配慮いたしまして、工事期間中は施工箇所付近の上流、下流の河川水を毎月1回、近隣の井戸水を工事の前後各1回、水質測定をしております。なお、測定結果につきましては、全て環境基準を満たす数値となっております。

そのほか、農業者等からのこの工事において苦情等は1件もございません。

山田委員 最後に、かなり住民の方々が汚染土壌の撤去ということで不安に感じていると思うのですが、今回第3期工事は終了しまして、それによって今後、住民の方々にどのように安心・安全を担保していくのかということをお伺いいたします。

前島スポーツ健康課長 葦崎射撃場跡地につきましては、工事完了後も立ち入りを禁止するとともに、土壌汚染対策法に基づきまして地下水9カ所、釜無川の表流水2カ所について、年4回水質測定を実施してまいります。したがって、これまでと同様に安全性をモニタリングしていく予定でございます。

また、水質測定の結果につきましては、その都度、県のホームページに公開をいたしまして、周辺住民の皆様の安心・安全に配慮してまいります。

(ICT活用学力向上実証研究事業費について)

白壁委員 今回、一般質問させていただいて、ICTがこういうことで予算計上されたので、ちょっとそこを触っておかなきゃと思ひまして。

まずは、ICTって、みんなよくわからないと思うのね。ICTっていうのは何の略でしたっけ。

手島高校教育課長 ICTの略ですが、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーというふうに理解しております。

白壁委員 ということは、インフォメーションということは、イントロデュース、インフォメーションして、あとはコミュニケーション。お互いのコミュニケーションをとる工業技術系と、直訳するとそんな意味になると思うんだけど、何でこういう言葉が出てきたのか僕にはよくわからないですね。インフォメーションはわかるんですけども、コミュニケーションということはきっと子供たちが、生徒たちがお互いの勉強だとか、お互いをチェックし合うような何かこういう仕組みがあるのかなというふうに私は感じたのですけれども、このやり方というのは具体的にどんなことを高校でやろうとするのか。過去にないようなやり方じゃないですか。普通は黒板に向かって……黒板じゃないのか、今。ホワイトボード？ 黒板でいいのか。黒板に向かって先生が書いて、昔の先生なんかは半分思い切り書いて、今度こっちに移ったときはこっち全部消してって、それを一生懸命子供たちはノートに写して、試験に出るところを、言われたところを一生懸命また復習すると。これが勉強だったんですね。今はだんだん時代は変わってきたと思うのね。具体的にこのICT、インフォメーションとコミュニケーション、2つを合わせるから、くっつけるわけにいかないからアンドとかって言葉を入れているんだと思うけど、具体的にどんなことをやるんだろう。答弁を聞いていても、そんな細かいところまで出ていなかったから、ちょっとその辺をお示しいただければと思います。

手島高校教育課長 具体的には、ICTの1つの利点としまして情報共有というのがあるかというふうに思います。それで、例えば1つの課題解決学習などをグループでやる際に、研究のまとめ等を1つのファイルグループの所属の生徒たちが共有することによって、お互いの考えをそのレポート等に反映していくというようなことができまいりますので、お互いの考えの意見交換のようなものをICTというような技術を使って、お互いにコミュニケーションを図っていきながら、よりよいものに高めていくというようなことができる。そういう学習に取り組みたいというふうに考えております。

白壁委員 聞いていると、昔、フィンランドに行ったときに小学生の子供たちが五、六人のグループをつくって、その中で勉強ができる子供とできない子供がいて、中でディベートするんだよね。今度、そのとなりのグループなんかと同じファイルの中でまた、例えば、月の裏はどうなっているんでしょって、小学校2年生に言うと、見たことない。でも、こうなっているだろうっていうのを、みんなでいろいろな話をするんだよね。で、発想を持っていったり。これは高校とまた違うんだけど、で、それが今度は違うところの人たち、グループが合わさって行って、その一つ一つの。で、今度、そのファイルをのぞくことができるっていうようなやり方をやっていたってことをちょっと思い出したんだけど。
 で、高校になるとそういうグループ化したところがまた一緒になって議論したり、一人一人のファイルがあって、みたいなイメージなんですかね。となってくると、今度は子供たちのパソコンだとかタブレットだとか、こういったものも必要になってくるんだと思うけど、こういうものを全部整備されているんですか。これも整備するんでしょうか。

手島高校教育課長 本事業におきましては、市川高校と富士北稜高校それぞれに40人分という、1クラス分ではございますけれども、80端末、いわゆるタブレットを用意をしたいというふうに思っております。

白壁委員 ということは、子供たちの分だけのタブレットが用意される。これ、タブレットを使いながら、今、ここに出ているのは北稜高校と市川高校って出ているんですけど、この学校しかやらない？ ということは、一遍にはやらない？ 実証実験授業みたいなものだから、とりあえずトライアルでやってみるといぐらいですかね。

手島高校教育課長 委員御指摘のとおり、当面2校で実証研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

白壁委員 そうすると、今言ったようないわゆるコミュニケーション的なものを使いながらだけど、もっ

と活用できそうな気がするんだけど。この授業というのは、これだけで終わりなんですか。それとももっと違うものにも活用する予定なんですか。

手島高校教育課長 違う形態にも活用してまいりたいというふうには考えております。一例を挙げますと、例えば外国の姉妹校と結びましてお互いの生徒が交流するとか、あるいは企業、大学等の先生方の講義等を遠隔操作によって学校にいながら講義を受けられるというような、そういった活用も考えてまいりたいと思っております。

白壁委員 極めて今の時代に合った手法に変わってくる。ただ、問題は、これは質問の中でも入れさせていただいたのですが、直接的に顔を見ないところの怖さというか。あとはやっぱり日本人っていうのは浪花節的なところも若干あると。全てが合理的だけじゃなくて、というところがあるんだけど、そういうところもちょっと、こう、少なくなっていく。日本のよき文化っていうところもあると思うんだけど、こういった点の注意事項とか、何か考えているんでしょうか。

手島高校教育課長 委員の御指摘のとおり、これまで日本の教育が培ってきたよさというものは当然あると思います。講義形式の授業でありましても、知識、技能等の習得には大変有効的に作用する場面もございます。したがって、学習内容を指導していく際に指導計画をきちんと立て、その中でそうしたICTの活用が適切と思う場面に積極的にICTを活用するような計画的な指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

白壁委員 質問の中でお話しいただいたんですけど、各種アルゴリズムと言ったんだけど、普通は、黒板に書いている時代には、わからないことがあると「先生、そこわかりません」と言っていたんですけど、今はわからないことがあるとネットで調べるんですね。その情報が確かかどうかというのはまた何とも言えないけど、基本的には合っている情報があると。その情報をもとに子供たちはいろいろな解決をしていく。ということは、先生方ももっと勉強しなきゃならないって、いろいろ難しいですね。じゃないかな。

まあまあ、それはそれとして、で、これからそういう、何か横文字ばかりいっぱい、AIでのインターネットオブシングズだの、いっぱい横文字ばかり来るので、何だかよくわかんないんだけど、いずれにしてもこういう高度情報化社会の中でその波に乗って、さらに子供たちがそれに耐えられて、グローバル的に戦いを挑めるような、もう、やっとな鎖国が済んで外国とも瞬時につながれば、そこをやっつけていかなければならないということだけど、これ、この後、2校のほかにもさらにふやして、で、この事業はさらに継続して、バージョンアップしながらどんどん上に行く計画なんですか。よく実験実証何とか授業なんていうのはトライアル的に実験校があって、それを受けて全国から集まってきたので、今度はそこから先をもうちょっと進めようかなと、こう、よくやるんだけど、どういう形態のものなんだろう、これは、お示しいただけますか。

手島高校教育課長 委員御指摘のとおり、各校にそういった教育内容を広めていくということは非常に重要だと考えております。本事業におきましては国の委託事業を活用しておりまして、こちらについては国の事業期間が2年間ということでございますので、本試験につきましては平成30年度までというようなこととなりますが、ここで得られた授業の改善の仕方ですとか、授業内容、効果的な指導法といったものを蓄積しまして、これを今後県全体に広めるべく、機器の整備も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

白壁委員 これから時代がそういう方向だしね、やらなきゃならないものはしっかりやっつけていかなきゃいけないけど、この2校を指定したというのは、国中と富士北麓地域に1校ずつ。で、総合学科だからかなと思ったけど、まだ再編されていないので、新しい学校はされていないから、何でこの2校なんだろうって考えたんだけど、1つ、富士北麓高校はさまざまなものがあるので。総合学科でね。だから、これはまあいいとして、市川。何でこの2つ。普通高校で1つ、総合学科で1つ、なのかな。というような意味合いだったんでしょうか。何でこの2つ。2校を選んだ理由は、

手島高校教育課長 この2校の選定につきましては、国の本事業の公募に当たりまして、各県立高校に自校でやるとすればどのようなことが考えられるかというような提案を求めたところでございます。そうしましたところ、4校から応募がございまして、その中で委員が御指摘されましたように、普通科2校というわけにはまいりませんので、普通科と総合学科というような学科の違い、また、地域性なども考慮して、市川高校と富士北稜高校の2校とさせていただいたところであります。

白壁委員 実験校というと、学校がみんな嫌がってね。この忙しいときにまた何か県で持ってきて、またそれでやらなきゃならないのかって。ということもあるのかもしれないけど、4校しか来ないっていうのは寂しい限りですね。全部来て、ほんとにプレゼンして、うちもやりたい、ここもやりたいって。あなたのところの計画が一番いいからぜひやってほしいっていうんだったらいいけど、4校しか来ないって、何だか寂しいね。あまり重要視してないのかな、これからの時代っていうのを。どうなんだろう。4校って多いほうですか、少ないほうですか。

手島高校教育課長 御指摘のとおり4校は少ないというふうに考えられます。今、そうしたICTを活用した教育の導入に当たりましては、やはり一番は教員の資質向上といえますか、教員の意識改革、教員の考え方を変えていくというようなところも必要かというふうに考えております。その意味におきまして本事業を使いまして、効果的な学習のあり方というものを広めながら、教員の意識改革にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

白壁委員 今回の御答弁を聞いていると、今回4校以外のところは資質が低い、レベルが低い、多分、学校経営者と言われる校長先生の考え方があまりにも逸脱しているとか、世の中がよくわかっていないというふうに、そういうふうに聞こえる。いや、いいです、いいです。まあ、そういうことなんです。

ただ、これの成果が出るね、こうやって。2年間の成果が出ました。これ、実に重要なことなんだけど、今後の活用というのがさらに重要。これが例えば、今度は国の事業があったら国の補助が来るのかな。それとも県単で行くのかな。こういうのが重要であれば、一般質問に書いたけど、資源のない山梨県。でも、いいDNAを持っている。優秀なDNAを持っている山梨県。さらにこの子供たちを伸ばしていくことが百年樹人につながるということだと思っただね。

その中でこの成果を今後どうつなげていくのか。いいことであれば、我々も一生懸命、後押ししながら予算をつけるべきだって、こうやるんですけど、いかがでしょうか。どういうふうに生かしていくのか。

手島高校教育課長 御質問の前に先ほどの発言につきましては、ちょっと。

白壁委員 いいよ。気にしなくても。そのとおりだもん。やる気のあるところはとっくにやってるよ。やる気がないところはだめってことです。

手島高校教育課長 学校におきましてはスーパーサイエンスハイスクールですとか、このたび指定を受けましたスーパープロフェッショナルハイスクール等、さまざまな取り組みも行っております。そうした中での4校であったというような部分も御理解をいただければと思います。

質問でございますが、この事業の展開でございますけれども、当然、公開授業等を行う、あるいは研修会等に実践研究校である市川高校、北稜高校の先生においでいただいて研修をするといったような手法を使いながら、他の学校へも周知普及を図ってまいりたいと思います。さらには、こうしたICTを活用した基礎学力育成のプログラムのなものをまとめまして、そういったものを高校にとどまらず、小中学校とも共有すること、さらには大学や企業とも連携をしながらICTを有効に活用し、問題を解決していく力が育成できるような授業改善に努めてまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-14号 2016年度ゆきとどいた教育を求めるにことについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

請願第29-3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

(いじめ問題について)

山田委員 いじめ問題への取り組みについてお伺いいたします。昨年10月に公表された平成27年度の児童生徒の問題行動等、生徒指導等の諸問題に関する調査によりますと、いじめの認知件数は2,633件、児童1,000人当たり29.1件でありました。ちょっと私も調べさせていただきましたけれども、この傾向は増加傾向でありまして、平成25年度が2,141件、26年度が2,376件、1,000人当たりの認知件数も25年度が22.4、また、26年度が25.3と、全国ワースト8位という高い位置で推移しておりますけれども、この傾向を県ではどのように考えているのかお伺いいたします。

嶋崎義務教育課長 お答えします。いじめがないこと、なくすことを前提に考えれば、認知件数の増加は決して望ましいことではないのですが、しかし、いじめの早期発見、そして未然防止のためにはいじめを早く、広く把握することが必要であり、文科省でも認知件数の多いことは、教職員の目が行き届いている証拠であると言っております。2,562件という件数は、ささいなことを見逃さない、そして当事者にその気がなくても相手の受けとめ方によっていじめになり得るといふ、本件のいじめに対する毅然とした姿勢を児童生徒はもちろん、保護者や家庭にも伝えることにも役立っているということで、真摯に捉えていきたいと考えております。

山田委員 この調査によりますと、認知したいじめについて解消した、また、一定の解消が図られたというものが合わせて97%という高い数字でありまして、学校現場の努力というのがほんとうにかがえるなど思っているのですけれども、しかしやっぱり100%のいじめの解消というのを目指すべきであると思っておりますけれども、県の考えを伺います。

嶋崎義務教育課長 本いじめに関する調査では、いじめの認知から3カ月が経過した時点での判断でいじめが解決したかどうかをはかることになっております。したがって、年度末の集計に間に合わなかったものも幾つか含まれております。4月のクラス替え、あるいは進級等によって自然解消したものもあり、このため県教委が独自に6月に行った追加調査によりますと、残りの3.2%、件数にすると81件についても、このほとんどが解消したことを確認しております。県としては、

学校現場でのいじめの根絶を目指して取り組んでいるところでありますし、県としても数字に一喜一憂することなく全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、これからも解消率100%を目指して頑張っていきたいと思っております。

山田委員 解消率がほぼ100%近くになっているのですけれども、毎年毎年二千数百件のいじめがありまして、その年度にほとんど解消されているにもかかわらず、その次の年にまた二千何件という形の中でいじめが出てきているのですけれども、この理由というのは何か、ちょっとお伺いいたします。

嶋崎義務教育課長 いじめはいかなる理由があってもあってはならないものですが、社会性を身につける過程にある児童生徒が集団で活動、生活する場合、しばしば発生するとも言われています。例えば、学年別で見ると、中学1年生が飛び抜けて多く、これはいわゆる中1ギャップという言葉があるのとおり、学校や学年の集団が小学校よりも大きくなること、また、教科担任制や部活動による先輩後輩の関係等、環境が激しく変化することで不安や摩擦が起こりやすくなるからと言われています。しかし、こうした現象も2年生に進級すると激減する傾向が見られます。このように、認知したいじめが解消しても、また別のいじめで認知されるということがありますので、総数がなかなか減らない現状があると把握しております。

山田委員 小中学校のいじめの未然防止とか早期発見、早期解決に向けて教育現場のほうではかなりの努力をしてくれていると思います。私の聞いた中でも、先生方が生徒から個別に相談を受けたり、家庭訪問等をしていじめの解消というものに努めているというのはよく聞くのですけれども、先生方の多忙化という問題が大きく取り上げられている中で、少しでも先生の職務というかを軽減させていってあげたいなと思うのですけれども、そういうことを含めた中で私は教員の増員というのがほんとうに有効じゃないかなと思うのですが、今後の県の対応ということをお伺いしたいと思います。

嶋崎義務教育課長 児童生徒に寄り添った指導をするためには、個に応じた対応ができる体制づくりが大変重要であると考えております。そこで、県では、各学校にスクールカウンセラーを配置しまして、いじめの未然防止と早期発見にまず努めております。また、ソーシャルワーカーを活用いたしまして、保護者を含めた環境への働きかけも行ってまいります。さらに、いじめの中には、生命及び財産等に重大な被害を生じる事例もありますので、警察あるいは児童相談所とも連携した対応も考えているところでございます。

以上です。

(外部指導者派遣事業について)

山田委員 続きまして、運動部の顧問任用事業の補助金についてお伺いいたします。教育委員会では、教員の多忙化改善の取り組みとして、中学校を対象にして本事業を本年度から始めたと聞いておりますけれども、この事業はどのような内容なのか教えていただけますか。

前島スポーツ健康課長 本年度より国におきまして部活動の技術的な指導を行う部活動指導員が制度化されまして、外部の人材が運動部の顧問の職務を行うこととなりました。これを踏まえまして県では、中学校の運動部におきまして教員にかわって地域のスポーツ指導者などを部活動指導員に任用した場合、市町村等に助成する事業を立ち上げたところでございます。この事業につきましては、3年間のモデル事業として延べ80人の指導員を任用することとしておりますけれども、指導員は月4回、10カ月にわたり運動部の実技指導などを行うことができるようになっております。なお、任用に伴う経費につきましては、国、県が3分の2を負担し、市町村は3分の1となっております。

山田委員 この本事業から得られる効果というのに対して県はどのように考えているのかお伺いいたします。

前島スポーツ健康課長 部活動指導員は教員がその場にいなくても運動部の技術指導や大会へ引率できるなど、教員の負担感や多忙感の改善が期待できると考えております。また、運動部に所属する生徒にとりましても、指導員からよりよい技術指導を受けることになり、部活動の質の向上も期待できると考えております。

なお、指導員を任用する際は、教員に競技経験がないなど、部活動の指導に不安や負担を感じている教員が受け持つ部活動を対象とするよう、県は学校現場に対し、支援や助言を行っております。

山田委員 本年度、この指導員の任用枠を30人と私は聞いておるのですが、現時点で各中学校から希望といえますか、実際、指導員を取り入れている学校が何校あって、何部活あるのかお伺いいたします。

前島スポーツ健康課長 現在、12人の部活動指導員が任用されることになっております。

山田委員 今回のこの事業、先生方から聞きますと、かなり期待をしている先生方が多いと聞いているのですが、県が定めている枠の30名に関して、12名というのはちょっと少ないんじゃないかなと思うのですが、その理由と、今後のこの取り組みに対する進め方というのをどういうふうに考えているか教えてください。

前島スポーツ健康課長 部活動指導員につきましては、本年度から制度化されまして、この事業の周知期間が短かったこと、加えまして市町村等におきまして指導員の人選など、任用に向けての調整や作業が間に合わなかったこと、こうしたことから任用が12名にとどまっていると考えております。

今後につきましては、市町村教育委員会等へ個別に働きかけ、指導員の任用の効果を丁寧に説明いたしまして、市町村等が予算化を図る中で任用が進むよう取り組んでまいります。

山田委員 3年計画で80人、県内に幾つ中学校の部活動があるのかというのはちょっとまだ把握していないのですが、こればかりではやはり教員の多忙化の解消にはつながっていかないんじゃないかなと思っております。

最近、働き方改革というのがかなり話題になりまして、長時間労働がかなり問題になってきていると思うのですが、土曜日、日曜日の部活動の休養というのを考えた中で、やるときは一生懸命やる、休むときは休むという、メリハリというものを子供のうちから学ぶというのは非常に大事な事なんじゃないかなと思っております。土曜日、日曜日の部活の休養というものを県ではどのように考えているのかお伺いいたします。

前島スポーツ健康課長 教員の多忙化改善に向けた取り組み方針におきまして、部活動の年間の指導計画を作成するに当たりまして、学校長が部活動の休養日を適切に設定するようマネジメントすることになっております。このため、県では年度当初より学校長や市町村教育長などが集まる会議を初め、多くの説明会におきまして適切な休養日の設定や部活動の指導員の活用について説明や助言を行っているところでございます。

山田委員 ありがとうございます。

(郷土学習教材『ふるさと山梨』について)

最後に、『ふるさと山梨』新教材のことについて伺います。ことしの3月、小中学校の郷土学習教材としまして『ふるさと山梨』というものが出たと思うのですが、私もこれ、見させてもらいましたけれども、かなりページ数もしっかりしてありまして、内容も写真もかなり充実しているものだと思うのですが、今回のこの『ふるさと山梨』を何冊つくって、どういうところに配布したのか教えてください。

嶋崎義務教育課長 お答えします。小学校が1万1,000部、中学校が約1万部であります。配布につきましては、公立小学校の1学年分を配布するとともに、私立の小中学校や市町村立の図書館等に配布さ

せていただきました。

山田委員 山梨の活性化というものに関しては、地元の人が地元をしっかりと知って、地元を愛する気持ちというのをつくっていくということが私は非常に大事だと思っていて、これは子供だけじゃなくて、大人も必要だと思っております。私の地元でも公民館長さんがぜひともこの教材を使って、公民館活動としてこの地元のことをしっかりと地域の人たちに学んでいただきたいという、その熱意がある方がおられて、そういう人たちのためにもぜひとも公民館等を含めた中でももう少し幅広い配布をしていただいて、子供から大人まで自分の地元、また山梨というものをしっかりと知る学習の機会というのをつくっていただきたいと思うのですけれども、今後の県の取り組みというものを教えてください。

嶋崎義務教育課長 御指摘いただきましたとおり、今回の作成に当たりましては、子供だけでなく、広く一般の方にも読んでいただけるよう、内容や表現を工夫、改善いたしました。そのため、先ほど述べましたように、小中学校以外に図書館等にも配布したところです。ただいまの議員からの御提案も含めて、今後どのような要望があるかの把握に努めてまいりたいと考えております。

山田委員 よろしく願います。ありがとうございました。

(外部指導者派遣事業について)

白壁委員 一般質問で、教職員が働かされ過ぎている、SOSっていうのをやったんだけど、今回のいわゆる外部指導員だとか顧問の関係、これは完全に正しい、すごいことだって聞こえるんだけど、マイナス面は、デメリットってないの？ 今、答弁しても、みんな、これはすごいことで、いいことで、こうであってって言うんだけど、デメリットはないの？

前島スポーツ健康課長 部活動指導員のデメリットにつきましては、例えばその方が勝負に過度にこだわって生徒に無理やり指導をするといったこと。あとは、教育的な配慮があまりないといったようなケースも出てくる場合がございます。こうしたことにつきましては、県の教育委員会のほうで部活動指導員を集めまして研修会を開催し、十分理解をさせていくということでございます。

白壁委員 それだけ？ デメリットはそれだけ？ この事業っていうのはいっぱいデメリットがあると質問の中でも指摘させていただいている。教員はやる気を持って子供たちに指導したいということやってるんだよね。どうしてもやらされている人たちは、それはラッキーというか、そういう方向に感じるんだろうけど、本来から言うと、子供を指導しながら、さっきのICTじゃないけど、コミュニケーションをとりながら、そういうときにも子供たちと一緒にやってやることによっていじめの解決になってみたり、相談事もできたりするんだと思うんだよね。

確かに、これを否定するわけじゃないよ。ワン・オブ・ゼムの1つの手法だと思う。それはいいんだけど、だけど、これを今、金科玉条のごとくで、こんないいものありませんってなると、それ、ちょっと違わない？ ということになる。だから、メリットもあるけど、デメリットもあるっていうことをちゃんと覚えておいてもらわないと。で、今言った、80人、それを超えていたら誰が払うの。県が全額払ってくれるの？ 国はもうくれないよ。そうしたら県が全額払ってくれる？ 市町村は今、財政云々でお金がないよ。あるところもあるけど、ないところはどうするの。そういったときに教育っていうのは子供たちには平等で与えてやらなきゃならないね。ということは、県が払ってくれるしかないってことだね。どう？

前島スポーツ健康課長 この部活動の任用事業につきましては、ことしから国のほうで制度化されまして始まったものでございます。県といたしましては、まずこの事業がどれぐらい効果があるかというふうなことで3年間の限定のモデル事業で80名の指導員を採用することとなっております。したがって、市町村のほうで学校によっては小規模な学校、または大規模な学校とありますけれども、効果がないというふうなことであれば、それを継続するということは市町村のほうで決めていただくというふうなことになるかと思っております。

主に多忙感を解消する一番の軸となるのは、学校長が年間の部活動の回数、休日における回数を制限するというふうなことで多忙感とか、あとは負担感というものを解消していく一つの手段というふうに考えております。

白壁委員 やっと意味がわかった。今回の事業はだめなんだね。だから、この先はないってことを大体わかっていてやっているってということね。というふうなことになる。だから、そこから先はないから、この程度で実証成果が出て、これでとりやめると。3年で。というふうな聞こえただけど、それでいいのかな。

前島スポーツ健康課長 3年間でとりやめるというふうなことではございません。この制度がことしからというふうなことで、いきなり市町村のほうで運動部の活動に関しまして顧問を任用するというふうなことになりますと、財政的な負担が大変だというふうなことで、県のほうで国庫補助事業を活用いたしまして、3分の2を負担すると。この中で任用制度がどのような効果があるというふうなことを確かめながら最終的にはその市町村のほうで継続して任用していただくというふうなことを今、考えております。

白壁委員 聞いているのは、その80人が云々というところで、超えていったときにどうするのって聞いているんですよ。そのときには、それを超えていったときどうするのって、それは県で払ってくれるんでしょうねって、市町村には力がげんがなくて、教育は平等にしなきゃならないよって聞いているんですよ。でも、今回の事業、聞いていると、で、私は問うているんだけど、だけど答弁はそうじゃないよと。この事業はこうだから、これで終わりだよと。そんなにいい事業じゃないから、それだけの需要はないから、だからって意味じゃないの？ というふうな聞こえるんだけど。

前島スポーツ健康課長 需要につきましてはこれから3年間という形で、現在は12名でございますけれども、今後、こちらのほうで任用の効果について説明をいたしましてふやしていきたいと考えております。

あと、80人を超えた場合につきましては、それは3年後というふうなことでございますけれども、そこはこの事業の効果等をもう一度検証いたしまして、ここで県のほうで負担するというふうなことは申し上げられませんけれども、そこでもう一度検討をしてみたいと考えております。

白壁委員 根本的には、これは何のためにやるかという、過労死ラインの週60時間だよ。こういうものが世の中ではブラック企業と言ったら、いや、ブラック企業はちょっと言葉的にはあれだけど、でも、世の中でブラック企業って言うからね。要は働かされ過ぎてるの。で、残業賃っていったって、4%の調整金しかないわけじゃない。まあ、それは国のほうの法律でそうなってるからだけど、要は、これ、過労死ラインなんだよ。これをクリアするために実験をする。質問の中でも言っているんだけど、もうちょっと知恵を絞って。絞れる限りの知恵を絞ってないんだよ。ただちょっと知恵を絞っただけ。ちょっと、汗かいてるだけじゃない。そうするともっと根本的なところへ来るんだけど、これ、スポ健の話じゃないんだよ。

そういうものがあって初めてそういう、いわゆる働かされ過ぎているものの対応ができるんだよ。決して今のスポ健がやってる事業が100%だめだよとは言わない。でも、同じだけのお金をかけて、同じだけの労力をかけてやるんだしたら、もっと改革すべきところがほかにもあるんじゃない？ ということなんです。

それと、本当にいい事業であれば3年間の実証事業、研究事業でやったにしても、みんな手を挙げてひどいことになる。とてとてもこんな予算じゃ足りないよと。事業させてくれるという話になるんだけど、説明不足とか何とか言ってんだけど、もう説明する前に新聞に出てるからね。ということは、もうみんな知ってるし、この話自体はもう3年、4年ぐらい前かな。出てる話じゃない。ということは、薄々皆さん知ってるし、国がどういう方向で行くかっていうところを期待していたと思うんだ。要はみんな知ってるんだ。だけど、それに手を挙げてこない。

そんなね、これはすばらしいよっていうよりも、それもありますよと。で、デメリットとしてはこんなものがありますねっていうことはちゃんと説明したほうが。先生方じゃないよ。我々に。将来的にもこれを解決していくためにはどういうことをやっていく、その中の一つなんだよって。手法の一つなんだよってということが幾つも重ねていって、複合的にしていって、最終的にはいわゆる超多忙化。多忙化なんて、多忙化解決なんて、そんな話じゃないの。皆さんの残業見てみて。週何十時間やってるか。県の職員の皆さん、これもだんだん。昔は昼間仕事しないで夜仕事したからね。

まあ、そういう、いやいや、そんなこと言いませんよ。それは教育長の時代だったかもしれないけど。そんなことはないんだけど、で、ぜひね、そういうことをね。

(「・・・」)

白壁委員 いよいよ、もう。終わり。

望月委員長 答弁を。

白壁委員 要らない。

(休 憩)

(教員の多忙化改善について)

高木委員 ほかの委員からも多忙化という話が出ておりますけれども、別の角度で話をさせていただきたいと思います。2月議会、あるいは今議会も、このところ毎回、多忙化についての話が本会議であります。それほど本当に深刻な問題だという受けとめ方をしている方が多いというふうに思う中で、昨年度の末に取り組み方針として基本的な考え方が、会議あるいは調査等を効率化することが非常に重要ではないかと、こんなような話がありました。私は、学校現場は民間企業のような効率化あるいは合理化、あるいは費用対効果、こういうものも必要なんですけれども、過度に図られると教育の逆効果も生まれるのではないかなということをお尋ねするところでありまして、その辺について教育委員会はどのようにお考えになっているかお尋ねします。

佐野学力向上対策監 御指摘の部分も確かにあるかと思いますが、現在、各学校では取り組み方針に基づきまして、会議や校務分掌業務の効率化に努めています。例えば、教員というのはなかなかICTの活用に関しては不得手な部分がございます、その部分を有効活用できていない部分があるわけですが、そういったものを再度活用を考えていくということで、例えば資料や情報の共有化を図ったり、打ち合わせ会議等の資料作成方法の改善、それから会議の回数削減や時間短縮をICTを活用する中で何とか進めていくことを現在考えているところです。学校行事の準備や運営についても、効率化の視点というのは非常に難しい部分もあるのですが、できるところでそういった効率の視点で見直しを進めて、何とか準備等、負担軽減をしながら、教員の多忙化の負担の部分でも少しでも改善するように努めてまいりたいと考えています。

あまり効率重視にしてきますと、確かに子供たちの教育内容等について何か支障が出るというようなことも考えられる部分もありますが、初年度ということで、まずは学校でできるところをもう一度進めて、負担軽減に向けて取り組んでまいると考えているところです。

高木委員 対策監のおっしゃるような、いろいろな効率化を図る、この効率化のあり方に注視をしていただきたいというふうに思うわけですが、私は学校現場の先生方の御意見をほんとうに丁寧にヒアリングしていく必要が非常に重要ではないかなと思います。実態調査をすること、そしてまたそれを計画的に、具体的に、継続的にすることで学校現場の状況を県教委はしっかり把握した中で、対策を練るべきというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

佐野学力向上対策監 管理主事が先生方と面接する機会がございますので、そういった面接の機会を通して、

現在、教員の声を聞いているところです。また、今後は指導主事の教科指導にかかる学校訪問時がございすが、そういったところでも管理職の先生と話をする機会、また、各教科の先生方の授業ですとか、その準備ですとか、そういった部分に関しても話をする機会がございしますので、そういったところでも多忙化の改善に関する話をしていくようにしまして、なるべく先生方の生の声を集めてまいりたいと考えております。

高木委員 学校が一体となって取り組んでいただけるということですから、功を奏するようにお願いしたいと思ひます。

私は、この解消に向けて加配措置が著しく低下したこと。これは一つは対症療法だとは思ひますけれども、一定の効果も望めるのではないかというふうに理解をしております。そうした中で、国に対しても県教委は強く加配の配置措置を要望していくべきだと考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

末木次長・総務課長事務取扱 ただいまの教員の加配の件でございすが、これまでも毎年2回ほど行っております国への提案要望、知事等が実施しております提案要望の機会がございまして、これまでも加配の要求、増員といったようなものをしてまいったところとございします。特に今年度におきましては、最重点項目という、全部で7項目のうちの一つに位置づけをさせていただきまして、5月に国に対して、あるいはまた国会議員等に対しまして要望を行ったところとございします。今後につきましてもさまざまな機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

高木委員 国会議員さんにも話をしたということでありますから期待をしております。この多忙化の問題は本県に限ったことではありません。教育現場の環境の整備、これは教育現場のあるべき姿がどうなっていくのか、また、あるべき姿はどういうものなのかという根本的なところから入っていくためには、やはり制度、国が決める制度への教育現場の声を把握しながらしっかり県教委は国へも働きかけるべきというふうに考えますけれども、教育長の意気込みを、お考えを聞かせていただければと思ひます。

守屋教育長 教員の多忙化につきましては、教育の質を高める上で生徒一人一人と教員が向き合う時間をしっかりと確保するという含めると、大変その多忙化を解消することは大切なものだと考えています。まず、国に対しましては先般、私も文部科学省にも赴き、直接会合を含めて充実をするようお願いしているところとあります。また、全国の教育長の集まりだとか、そういうところを通じまして引き続き、継続的にやっていきたいと思ひます。また、あわせて効率化等の取り組み、各多忙化の解消につきましては、教員一人一人の努力でできるものだけではなく、全体でやっていく必要があると思ひますので、改善計画を今後出していただいて、その中には教育委員会としての、各市町村の教育委員会としての多忙化の改善の計画も出されてきます。それから、学校の計画も出されてきます。私どもの、学校の現場の状況を踏まえながら、その改善計画がそれぞれよりよいものになるように、一緒になって連携しながら取り組み、効率化の部分、それから教員の充実の部分、両方、両面から多忙化の解消に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

高木委員 頑張ってくださいと思ひます。

(放課後子ども教室について)

次に、放課後子ども教室の充実について。これは先ほどもお話がありましたように貧困という視点から幾つかお尋ねをしたいと思います。厚労省が6月に発表しました2016年の国民生活基礎調査で、18歳未満の子供の貧困、前回調査のときに16.3%が2.4ポイント下がって13.9ポイント。6人に1人であった貧困が7人に1人ということで、対策が少しずつ功を奏しているのかなとも思ひますけれども、まだまだ解消には至っておりません。

そういった中で子供の貧困が社会的な大きな問題ともなっておりますので、これを解消していく上にはどのような手立てが必要なのか、どうしたらいいのかということをお尋ねを県教委はどのように

お考えになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

岩下社会教育課長 委員御指摘のように、貧困状態にある子供の割合が若干下がったものの、まだ13.9%ということで発表がございました。県としましては、県の中でも連携をしながら、また、県と市町村、国の関係機関と連携しながら貧困対策を総合的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

社会教育課の所管している中で、放課後子ども教室というのがございまして、委員の今のお話にありましたとおり、子供たちが貧困状態にあるという中で、そういった子供たちの受け入れ先としても、放課後子ども教室については有効な場所であると考えております。子供たちの安全・安心な居場所ということで位置づけておるところでございます。

高木委員 放課後子ども教室。親の所得が子供の学力あるいは成績にも大きく影響するという話がありました。そういった調査がされた中で、親の所得を改善することはなかなか大変なんでしょうけれども、放課後子ども教室はどうあるべきかということの中で、まず県下にはこの教室がどのぐらいあるんでしょうか。

岩下社会教育課長 放課後子ども教室、現在、県内に開設されている状況でございますけれども、平成27年度の実績では15市町村に54教室ございました。昨年度、平成28年度は設置が進みまして、17市町村で70教室となっております。

高木委員 54教室から70教室ということですから、ふえていることは大変ありがたいのですが、教室の中では多様な子供の支援があるかと思えます。この中で学習支援をしている教室というのはどのぐらいあるのかお尋ねをします。

岩下社会教育課長 学習支援をする教室数でございますが、27年度については54教室のうちの22教室、28年度につきましては70教室のうちの41教室となっております。

高木委員 54教室のときには22教室、70教室で41教室。これも学習支援を実施する教室が増加しているということですからありがたいのですが、これは100%にしたほうが私はいいと思うのですが、なぜこれにとどまっているのでしょうか。

岩下社会教育課長 なぜこの数にとどまっているのかということでございますけれども、実施主体が市町村にございます。国、県とも3分の1ずつ予算の面で支援をしているところでございますけれども、実施主体が市町村という中で、それぞれの市町村が課題を抱えているところがあるというふう聞いております。一つは場所の確保、もう一つは人材の確保と聞いております。

高木委員 わかりました。しっかり人材の確保をする上で、私は1つ提案といたしますが、実は、6月28日の朝日新聞、進学助け貧困の連鎖を絶つと。こういう新聞記事がありまして、ただゼミっていうのを主催している方がいらっしゃるんですけども、私の御近所にも無料塾、寺子屋をやっている方たちがおります。

(休憩)

そういった学校教員のOB、こういった方たちのお手伝いをいただいて、そして子供たちの支援が広がれば、山梨県の子供たちの学力向上が進むと、このように思うところでありますけれども、この点について教育委員会はどんなふう考えていくのか、これは私の要望としてお聞きいただきたいと思いますけれども、取り組みをどんなふう考えているのかお尋ねします。

岩下社会教育課長 御指摘いただいたとおり、教員を退職された方々に地域で学習支援等にかかわっていただくというのは非常に有効であると考えています。退職後につきましては、学校現場での再任用のほか、放課後子ども教室の学習支援活動、また、さまざまな社会教育活動にかかわっていただきま

すよう、退職者の説明会などの折にお願いをしてみたいと考えております。

(緊急地震速報の設置について)

安本委員

2点質問させていただきます。1つは学校の防災対策の中で、公立学校への緊急地震速報の導入について。このことについて、私は東日本大震災の後、本委員会でこういう緊急地震速報、何秒後に揺れが来ますと。まあ、直下型地震ですとその間はないのですけれども、有効であるというようなことで、設置を求めてまいりました。その後、3年前にも一般質問で全校への導入状況についてもお伺いをさせていただきました。その当時、平成26年の9月の質問のときは、県内の公立学校68校で設置をしているということと、今後とも県内学校への導入を進めるとともに、市町村についても導入について働きかけると、こういう御答弁をいただいております、その後の全校設置に向けての進捗状況と今後の取り組みについて何点かお伺いしたいと思います。

まず、公立の小中学校についてなのですが、現在、設置数は何校で、全体のどれくらい、何%くらいまで設置が進んだのかお伺いします。

嶋崎義務教育課長 各教室や廊下などに設置してある緊急地震速報に関する機器については、実践的防災教育推進事業の指定校30校を含めまして、現在、小学校で53校、中学校で28校、合わせて81校に設置されております。これは小中学校全体の32.3%に当たります。ただし、地震の情報そのものを受け取ることにつきましては、職員室や校舎外の防災無線等を使って全ての学校で確実な受信ができることを確認しております。

以上です。

安本委員

わかりました。

このシステムを導入されて、その後、これを活用した避難訓練等を行われたり、実際に稼働したこともあったというふうに思いますけれども、先日もスマートフォンのアラームについては私も長野の地震のときに、これから揺れが来ますということで、その備えも訓練していればどこに避難するというのも、自分をどう守るということもできましたけれども、その導入の効果についてどのように検証されているのかお伺いします。

嶋崎義務教育課長 本事業では、緊急地震速報を各教室に直接知らせるシステムによりまして、緊迫感を持った訓練や演習を行うとともに、炊き出しや避難所設営等の地域と連携した避難訓練の実施、そして被災地等のボランティア等の講話、また、地域の防災マップづくりなども行われております。これらによりまして、児童生徒が自然災害に対して、従来の受け身の態勢から主体的に行動する態度の変容がみられることなどが各指定校から報告されております。

安本委員

私も貢川小学校、設置されて訓練の様子についても伺ってきました。最初は戸惑っていたけれども、訓練を重ねるうちに自分がどこにいても、かつては教室の中で先生から地震が来ましたという事で机の下に避難するだけの訓練でしたけれども、さまざまな場所で、図書室ではどういふふうに対応すればいいか、校庭にいたときはどうすればいいか、そういうふうなことも、防災のアドバイザーの方に来ていただいて、命を守るための訓練がされているということで伺いました。今、地震の情報については各学校に全部市町村経由でも来るということで伺ったのですが、数秒後に来ってしまうというようなことについて、役場経由だとこの緊急地震速報のシステムとは違うというふうに思います。全校設置、早く設置してほしいなというふうに思うところですが、市町村の事情もあると考えるところですけど、県教委としてはこの全校設置に向けて今、どういふふうな取り組みをされているか、市町村への啓発をされているのかお伺いします。

嶋崎義務教育課長 おっしゃるとおり、災害の発生に関しましては、初期対応の重要性が指摘されております。このため、県では事業の成果とともに、こうした機器の有用性を具体的に市町村に理解してもらうことにより、設置の促進の図っていきたいと考えております。

安本委員

わかりました。

次に、公立高校についてお伺いしますけれども、同じ質問になるのですが、現状の設置校数と割合はどのぐらいまで進んでいるのでしょうか。

手島高校教育課長 県立高校への設置状況でございますが、国の実践的防災教育推進事業を活用しまして、現在10校に設置をしております。割合で申し上げますと34.5%という状況でございます。なお、特別支援学校につきましても、4校に設置をしております。特別支援学校内で33.3%の設置率ということでございます。

安本委員

いつ来るかわからない。本当はすぐ国のほうもしっかり予算をつけて全校設置を早く進めてもらいたいと思うのですが、この県立高校への設置については県教委としてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

手島高校教育課長 現在も未設置校につきましては、地域の防災担当部署との間で災害情報の連絡体制を整えるほか、インターネットや携帯電話等の通信手段による情報収集により、速やかに避難行動がとれるように努めているところでございます。当面、国の事業を継続しまして設置校の増加については進めてまいりたいと考えております。また、先ほど申し上げました通信機器等を活用することで災害に対して効果的に対応していくことが可能というふうに考えておりますので、そうした点も含めながら今後の設置については検討してまいりたいと思っております。

安本委員

災害は忘れたころにやってくるという有名な言葉がありますけれども、後になってから反省したのでは遅いので、今、3分の1、公立小中高設置されていると伺いましたけれども、いつも気にかけていただいて、早期の設置について御努力をお願いしたいと思います。

(トイレの洋式化について)

もう1点、次に、公立学校のトイレの洋式化について簡単にお伺いしたいと思いますのですが、今の子供たちは自宅では洋式のトイレを使っております、学校へ行って和式のトイレが使えないとか、それから、避難場所にそれぞれ学校になっているわけですが、熊本地震のときにも、避難したけど高齢者の方にはやっぱり和式のトイレは使いづらかったというような意見がありました。去年の11月、平成28年の11月に文部科学省が調査しております、これについては報道されておりますけれども、全国の小中学校における洋式トイレの設置率は平均で43.3%。山梨県は全国で上位から3番目の高い設置率。それで54.4%という報道がされておりました。また、もう1点は、これも私、初めて知ったのですが、各学校の設置者ごとにトイレの整備方針があって、一律に全て洋式トイレがいいというわけではなくて、一部を和式も使えるように残しておくとか、その方法にも各校舎の階ごとに、フロアごとに1カ所は残すとか、半々ぐらいにしようとかってというような、そういうことも調査結果として報告をされておりました。

きょうは県教委のお考えだけお伺いをしておきたいのですが、公立の小中学校のトイレの洋式化について、県内の市町村の個別の設置方針というんですか、さっきの2分の1にするとか、全部を洋式にするとか、そういう方針はどういうふうになっているのか、御承知されていたらお伺いをします。

望月学校施設課長 市町村や一部事務組合で公立小中学校を設置している団体は28ございます。その方針ですが、今後、校舎を新築、改築する場合、洋式化率90%以上を目指しているのが13団体、各階に1つ程度和便器を設置しまして、ほか洋式化、洋便器を設置するという洋式化率80%を目指しているのが7団体。各トイレごとに1つ程度和便器を設置、ほか洋便器ということで、洋式化率を60%程度としようとしている団体が7団体、洋便器と和便器をおおむね半々程度設置しようとしているのが1団体というような状況でございます。

安本委員

市町村ごとに考え方があって、取り組みの方向が違うというようなことはわかりました。予算がかかるということだと思っておりますが、市町村の方針が着実に実施されるように県としてはどのような取り組みをされているのかお伺いします。

望月学校施設課長 県としましては、そういった方針が着実に推進されますよう、十分な財源確保に向けまして全国公立学校施設整備期成会等を通じまして国に対して働きかけを行うとともに、市町村に対しましては国の補助事業の活用に関する指導や助言を行ってまいりたいと思っております。
以上でございます。

安本委員 よろしくをお願いします。
県立高校については、現状の洋式トイレの設置率ってどういうふうになっているのでしょうか。

望月学校施設課長 本年4月1日現在で県内29の県立高校の平均の洋式トイレの設置率は38.9%となっております。

安本委員 特別支援学校とか、そういうようなところ、個別はどうですか。

望月学校施設課長 特別支援学校のほうは、8割以上ですが、詳細について今出しますが.....。

安本委員 大丈夫です。8割以上ということで、それなりに配慮してくださっているということがわかりましたので結構です。
県立高校の洋式化については、今後どのように取り組まれていくのでしょうか。

望月学校施設課長 県立学校の洋式化の取り組みの方針でございますけれども、平均、現在38.9%でございます。ですが、最低の学校が18.4%というところがあります。一方で新設のところは75%と、大きく差がございまして非常に不平等になっております。これを少しでも解消するため、低い率の9校、56の和便器を今後2年間、29、30年度で集中的に洋式化しまして、最低各校、3つ便器があれば1つは洋式化、33.3%以上を目指していく考えでございます。
その後、31年度以降につきましては、現在策定中の長寿命化個別施設計画、これが31年度から始まりますので、それに合わせまして洋式化など、トイレの改善に向け、計画に取り組んでいく考えでございます。
以上でございます。

安本委員 わかりました。
ちょっと考えをお伺いしたのですが、小学校の低学年とかトイレが自宅のものと違って、トイレに行くのを我慢するとか、行きづらいということがないような配慮、学校別にそれぞれ、市町村別に状況は違いますけれども、そういうことがないような配慮をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

(包括外部監査の指摘事項について)

桜本委員 山梨県広報の第25号で指摘されている包括外部監査における報告の中で、例えば今回、都留興譲館のそれぞれの入札等が議題になっていたわけなのですが、その中で予算は、議会、こういった委員会の中で、通していく中で、入札において、山梨県行政が著しく長い間、入札における入札執行会議が行われているけれども、その議事録が全く作成されていなかったという点において、この教育厚生委員会の中でちょっと御指摘をさせていただきます。
例えば、入札前に入札執行会議を行うわけなのですが、この都留興譲館においても総合評価の中で教育委員会が、例えばこういう面に加点をしてもらいたいとか、あるいは地域のボランティアに対して、こういう業者が協力をしているという、そういった情報についてはこの入札執行会議の中に出席しているのか、あるいはどんなふうな状況で情報は伝えているのでしょうか。

望月学校施設課長 教育委員会は、財務規則3条で建造物の請負契約、これを知事から委任されておりませんので、これらは県土整備部の営繕課に依頼しておりまして、工事執行しておりません。したがって、執行会議等については県土整備の所管として会議に出席しておりません。

以上でございます。

桜本委員 先ほど言いました、例えば今回、いろいろな案件の中で教育委員会としてこの点については加点してほしい業者を参加してもらいたいとか、あるいはこの地域においてはこういう業者がふだん学校運営について協力してくれる。その総合評価の中ではボランティアという加点もあるわけなんです。そういった情報等につきましては、入札執行会議に対しては情報提供はどのような形で行われているのでしょうか。

望月学校施設課長 委員御指摘の、ボランティア関係の情報提供というのは、会議に出席しておりませんので、今まで一切行っておりませんでした。
以上です。

桜本委員 指摘のように、やはり県行政の中で著しくやっぱり停滞をしていたというか、例えば国の中でのり弁だというような、例えば住民監査請求というんですか、あるいは情報請求をした場合、のり弁という状況で出てくることに非常に批判が集中しているわけなのですが、入札執行会議について議事録が作成されていないという状況については、教育委員会のほうでは把握はしておりますか。

望月学校施設課長 委員御指摘の把握していたかという件につきましては、先ほども申し上げましたように、建造物の請負契約、いわゆる資産を、財産を持つというのが知事の担当事務として執行部側の担当になっております。その部分については全く県教委に委任されていない。執行会議というものにつきましては、おそらく業者を選定するための手続ではないかと思えますけれども、そこら辺の入札業者選定につきましては、全て建造物請負契約に関することということで県土整備部の所管でありますので、こちらのほうでは全く意見等申し上げる機会はないと、そのような状況でした。
以上です。

桜本委員 それは条例なのか、そういった面で規定されているのであれば、まあ、仕方がないわけなのですが、例えば入札執行会議の中でどのような経緯の中で、例えば総合評価が行われたとか、あるいはこの業者が請け負うだとかということについては、皆様方、そういった入札執行会議議事録に対して興味は持たなかったわけですか。

望月学校施設課長 私ども、先ほど来お答えさせていただきましたが、建造物の請負契約の部分が完全に県土整備部の所管になっておりますので、その部分については興味があるかないかということではなしに、所管外として取り扱ってきておりました。ボランティアの部分というものはあるということは書類等を見させていただいているわけでございますけれども、あくまでもそれは県土整備部の所管ということで取り扱ってきているというのはこれまでの状況でございます。
以上でございます。

桜本委員 例えば、今、国のほうでも公文書の管理というようなことも指摘されているわけですが、山梨県において、この学校施設、例えば工事の入札から始まり、あるいは建物が引き渡された後の完成成果品ですね、そのものの管理、そういったものはどういうものを学校施設課のほうでは管理されているのでしょうか。

望月学校施設課長 学校整備に関する学校施設側の所管でございますけれども、まず、学校整備の方針に基づきまして、予算を計上します。同時に、いろいろな法令に基づく調整をさせていただいて、それが認められた後に、予算につきましては県土整備部の営繕課ですけれども、そちらのほうに配分しまして、そちらで先ほど申し上げましたように、建造物の請負契約関係のことを一切行います。で、業者の選定、執行、建設、施工ですね、そういうことも全てします。施工中につきましては、当然のことながら、学校施設課も住民説明会で2週間に一度の学校との連絡調整会議、そういっ

たもので進捗管理を行いまして、建造物が完成したところで公有財産の引き渡しというものがなされます。これは平面図みたいな図面を受けまして、公有財産、どれだけの面積とか、どういう材質でつくられたとか、そういったものの公有財産引渡書を受けまして、それに基づきまして、公有財産の登録を学校施設課のほうで行います。完成図書につきましては、管理上、学校の方にいろいろな設備、建築の各図面は学校のほうに引き継がれるというような状況です。

ということで、学校施設課では、その他の、公有財産引渡書以外の図書については引き受けてございません。主な建築関係の業者選定から施工、全て一切につきましては営繕課のほうに書類があるというような状況でございます。

以上でございます。

桜本委員 教育長にお伺いをいたします。このような指摘を受けて、4月から入札執行会議議事録を作成することになりました。ただ、さかのぼった、例えば情報公開だとか、あるいは入札に疑義が生じたという、そういったケースが起きた場合、何も残っていないものに対して教育委員会としてはどのような対応を今後するのでしょうか。

守屋教育長 公文書の管理がしっかり適正に行われていることが我々が行政事務を進めていく上で大変重要なことだと思います。今後は先般の包括外部監査の議事録の作成、その作成の重要性という御指摘、それから本委員会のただいまの御指摘等を真摯に受けとめまして、県教育委員会とすれば、公正な競争の促進、あるいは透明性の確保をよりいっそう図り、県民の信頼が損なわれることがないようにしっかりと行政が進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

桜本委員 教育長がおっしゃられたように、やはり行政というのは公平性とか透明性とか、あるいは情報公開ということ避けて通れない一番の決めの職掌でございます。その中でその部分というのは非常に大切でございますので、庁議等も開かれるわけなのですが、内部のほうでもしっかりと今後、課題としてやっていっていただきたい。

そして、きょう、議長もおいでになります。今のお話も聞いていただいているとおりでございます。望月委員長、これは教育厚生だけの問題ではございません。各常任委員会でも同じようなケースが多々あると思いますので、しかるべきやり方で各常任委員会の中でも各議員のほうにもこのような状態、山梨県もこうであるという、そういった状況をぜひ御説明をいただく機会を設けていただいて、しかるべき県土整備部がどのような対応を今後していくのか公にしていればと思います。

どうぞよろしくお計らいをお願いいたします。

(「どうやって諮るって、それを。諮れないよ。それは今言われたことで受けとくしかないよね。何が諮る。はっきり言えるわけじゃないじゃん。聞いただけだよ」と呼ぶ者あり)

望月委員長 ただいま桜本委員から昨年度の包括外部監査で公共事業の執行会議の議事録を残すよう指摘を受けたことに関し、執行部からの説明は他部局にも関係する内容であることから、この件につきまして当委員会から議長へ報告いたしますことといたすことについて委員各位の意見を求めます。休憩します。

(休 憩)

白壁委員 個別独自な一つの案件として、例えば今回の包括外部監査で指摘された案件について、やはりしっかりと指摘されたように、そういうものをちゃんと残して、これは公表するべきであるし、やっていくべきであるとは私は考えるから、今後こういうふうにしていきたいということで、委員長にそういう報告があって、それに対してそのとおりだねと。それで質問した桜本委員が、こういうことだから委員長から議長にお願いしますって言うんだったら、これは話はいいよ。じゃなくて一般論として、だって関係ない、ここは。さっきのは、あくまでも目的物が引き渡された後の施設だから、管理だから。入札発注業務っていうのは営繕課がやるようになっていっているんだから、ただ、その中で学校として例えば、こういうことがあって、こういう業者さんがいいですよとか、

.....そんなこと言えないな。例えばこういう業者がこういうボランティアやっていてこうだとか、地域がこうだとかってところが、教育委員会では言えないわね。これは、あくまでも、決められた中の仕組みで動いているわだから、言えるわけがないんで、だから一般論で言ったわけだ。一般論で言ってしまうと、じゃあ、その一般論を議長に、一般論で皆さんに、諮ってもらっていいのね。

桜本委員 違う、違う。一般論を答えただけで、私に.....。委員長にお願いをした。ですから答えただけですよ。

白壁委員 だから、一般論としてやるの？ 一般論でそれを受けたもので、今言ったような話で議長に報告するの？ 議長はその一般論を受けたら、じゃあ幾つかの委員会にまたがっているから合同審査にしようとかっていう話になるわけだな。というようなことかな。一般論かい。どうもね、今の言い方だと、一般論だけだと議題にならないような気がするんだわ。個別案件についてだったら、この審査についてこれはおかしいと。で、この案件については発注業務、設計業務、工事管理業務も全て、だから、これをぜひ我々だけじゃおさまらないから、ほかの委員会にも渡してもらって協議しましょうっていうんだったらわかる。

桜本委員 そういう話です。

白壁委員 あ、そういう話なの？

桜本委員 そういう話です。

白壁委員 そういうことなんだ。一般論のっていうんだけど、この個別案件のこれについて言ってるんですか。だったら話はわかるよ。この件について、教育委員会も入って、本来からいうと、発注業務のときにも一緒になってやらなきゃまずいじゃんということ言ってるわけだよ。だけど、教育委員会じゃないんだわ。それを案件として言ってるんですか。だったらそのとおりだよ。このAって案件に対して幾つかのところにもまたがるから、それをこうしようって、議長に預けて、じゃあ、これから広く会議を開きましょうとか、合同審査にしようっていうんだったら、これ、話は別。だったらいいよ。

桜本委員 以上のようにですね、入札執行会議がまだかつて行われてはいたわけですが、その議事録が何もない。今まで何もなかったと。このことについてはやはり県行政全体の問題であります。ですから、この教育委員会を窓口というか、糧にぜひ委員の皆様方にも御了解を願って、我々委員会だけのことではありませんので、他の委員会にも共通することでございますので、しかるべき委員長のほうから議長を通じながら、全委員会のほうに御報告と、また県土整備部からの御説明をいただきたい旨、上程というか、申し上げます。お諮りください。

望月委員長 この件に関しましては、包括外部監査の指摘事項についてです。所管する委員会に全てかわることとなりますので、当委員会から議長への報告とすることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

主な質疑等 福祉保健部関係

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(子宮頸がん検診車整備事業費について)

奥山副委員長 子宮頸がん検診車整備事業費について伺います。県内の子宮頸がんの罹患の状況等についてまず説明をお願いします。

岩佐健康増進課長 本県におきまして子宮頸がんの罹患の状況についてでございますが、平成20年から24年のデータを見ますと、35歳から39歳が罹患のピークになっておりまして、年により異なりますが、人口10万人当たり9.5から14.2人となっております、全国平均に比べまして若干少なめの状況でございます。

また、75歳未満年齢調整死亡率につきましては、人口10万人当たり4.2で、全国平均の4.6に比べまして若干低い状況でございます。

奥山副委員長 今回、老朽化が進むということで更新をするということなのですが、この検診車両の利用状況等について、そして今までの検診車両、これがいつぐらいに購入して今に至っているのかも含めて説明を願いたいと思います。

岩佐健康増進課長 今、保有しております検診車につきましては、平成10年から利用をしているものでございます。現在、この検診車を用いまして山間部など、医療機関の少ない地域を中心に検診車による検診を実施しております。平成28年度の状況におきましては、8の市町村で2,683名の方が受診をされている状況で、子宮頸がん検診全体およそ4万人の受検がございますが、その6%程度を占めているところでございます。

奥山副委員長 もう入れてから19年丸々たっているということですかね。この辺の検診車等、耐用年数とかそういうのもあるかと思うのですが、今度新しく入れる検診車、20年近く前からでいくと大分機能とかその辺も変わってきているかと思うのですが、その辺については県のほうではどのように把握しているか説明をお願いします。

岩佐健康増進課長 現在、予定しております更新予定の検診車については、最新の設備等を搭載することを考えてございます。検診車の設備としましては、婦人科用の専門の検診台が2台、こちらももともとかなり老朽化しておりまして、かなり古かったものを新しい最新のものにいたします。また、超音波画像診断装置、これは今のものには入れていないものでございますが、それを1台、そのほか、高圧蒸気滅菌装置や給水タンク、ガス湯沸器などを搭載する予定としてございます。

奥山副委員長 今回、この購入の財源を県費ということで4,000万余うたっているわけですが、検診車、とかく補助金、助成金というものを活用して購入しているケースがあるかなと思うのですが、今回、その辺を適用されていないという部分なのですが、その辺については何か理由、あるいは、という部分があれば教えてください。

岩佐健康増進課長 こちらにつきましては、以前から当該検診車の更新について検討をしておりました。その中で、幾つかの助成金の対象になる可能性があるということで、昨年度、JKAと日本財団のほうに補助金の申請をしておりました。ただ、これがことし3月に却下の通知が来たところでございます。そういったさまざまな検討をした結果としてほかに使うべき補助金等がないということで、今回、県費での予算要求とさせていただいております。

奥山副委員長 いろいろ苦労されたけど、なかなかまいものためぐり合えなかったということで、山梨県は検診車、これ、いろいろな種類のものを持っているかと思うのですが、過去そういった助成で購入することができたという例があればちょっとここで教えていただけたらと思うのですが。

岩佐健康増進課長 今回更新します、平成10年に購入した際には日本財団等の補助金を用いながらさせていただいたところがございます。ただ、だんだんこういった団体の助成の状況等々も厳しくなる中で、今回は県費での購入という方向で動いているものでございます。

以上でございます。

奥山副委員長 今回、繰越明許ということで、来年度にはこの検診車が新しくなってくるということですが、これも受診の率が向上するということがやはり県民の福祉にとっては一番大切な部分かと思えます。その辺を捉えて、県のほうで今考えている方法等があったら説明していただけたらと思えます。

岩佐健康増進課長 県のほうでは、特に子宮頸がんというふうなところで申し上げますと、検診を普及させるために女子大学生を対象にした検診と講義をセットにして提供するモデル事業の実施、また、園児さんから親へメッセージを送っていただく、子から親へのメッセージ事業等々をする中で、検診の受診率の向上に努めてきたところがございます。

今後、この検診車の更新がなされた際には、さらに市町村や県産婦人科医会などと協力しながら積極的な活用を働きかけるなどして、検診受診率の向上に努めてまいります。

(子宮頸がん検診車整備事業費について)

桜本委員 今回の予算が蹶時というようなこと……あ、補正ですね。補正ということの中で、そしてこの金額が繰越明許という形になっていると。緊急性を帯びる、あるいはそういったものについてこのやり方であれば、ちょっと逆に何をこんなにスケジュールがうまく調整できなかったということとはどんなふうな。どんなところがこんな状況に陥らせたんですか。

岩佐健康増進課長 先ほども申し上げましたとおり、この事業につきましては、他の助成金等の活用も検討していたところがございます。その結果が出たのがことしの3月であったということから、今回、この6月での補正という形になりました。ただ、この検診車につきましては、車の老朽化がかなり強く、修理をするための部品ももう現在、つくられていないというふうな状況で、できるだけ早くの更新が必要だというふう考えたものでございます。

桜本委員 財源をね、例えば必要なものであれば財源更正をすとか、やりくりというのはやっぱりうまくやれば、当然必要なものは優先順位を上げるということで、予算のかかり合いというものはいつでもできるわけですので、やっぱりそういった柔軟性を持たなければいけない部分も出てくると思うんですね。ぜひそういった必要なものについては財源更正なんかも含めながら対応してもらいたい、そんなふうに思います。

それと、先日、青森県においてがんの検診の精度が悪いというような報道がございました。そんな中で、このがんの検診車というのは精度、具体的に高精度のものだとかっていう簡単なお答えだったのですが、例えば青森県で問題になったことも含めて、やはり、検査したけれども1年後にがんが見つかったと言われるように、非常にこの部分、大事なものではありませんが、どの程度で使われている検診車でしょうか。

岩佐健康増進課長 この検診車で主に実施しているものは、子宮頸がん検診というものでございます。子宮頸がん検診では、子宮頸部というところから細胞を取ってくるというような形で実施をしております。また、今回、超音波診断装置を入れることによりまして、子宮体部であったり卵巣といったところのがんについてのチェックもできるようになってくるということから、精度の高い検診が実施できるというふうな考えてございます。

程度につきましては、年間大体50回ぐらい出動しまして、先ほど申し上げましたとおり、昨

年度は2,683名の方の受診につながっている状況でございます。

桜本委員 例えば同一機種、例えばどんな、他県では使われている機種なんですか。

岩佐健康増進課長 まず、子宮頸がん検診車、車であったり検診台というふうなところでございますと、それによって精度の差があるというものではございません。また、超音波診断装置につきましては、今、考えているものとしましては、この検診の分野等々で広く使われているものであり、最高の精度を持っている機種というものを考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-6号 保育士の処遇改善と保育条件の向上を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願第29-4号 ギャンブル依存症の対策に関することについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(障害者の就労における法定雇用率について)

高木委員 障害者の就労における法定雇用率についてお尋ねをいたします。従業員50人以上は2%という障害者を使うようにという国の定めがあります。そういった中で本県は1.92%ということですから、0.08ポイント足りないということでありまして、なおかつ、障害者を使っている企業は56.3%ということですから、これを向上させていく上でいろいろな施策が必要かと思っておりますけれども、まず国の全国状況を教えていただきたいと思います。

山本障害福祉課長 昨年6月1日現在の民間企業の障害者雇用につきまして、雇用率の全国平均値は1.92%と、本県と同率でございます。また、達成企業の割合は48.8%と、本県を下回っている状況でございます。全国的な傾向といたしまして、従業員数が少ない企業が未達成率が高いという状況になっております。

高木委員 達成率が低い小規模事業者にも浸透するように努力を重ねてもらいたいと思っておりますけれども、来年4月、今の2%がさらに2.2%に上がる。また、その2年後の32年度の4月からは2.

3%に上がるというふうに承知しております。現段階で達成されないものがさらにパーセンテージが上がることで大変厳しい状況になるうかと思っておりますけれども、これに対して県ではどのような政策展開をし、効果を図っていくのかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

山本障害福祉課長 本県の法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業の割合が6割、60.7%ございます。法定雇用率を達成するためにもまず必要なのは、このような1人も雇用していない企業をなくすことではないかと考えております。その上で、法定雇用率未達成企業の縮減を各企業に働きかけていくことが肝要ではないかと考えているところでございます。このため、昨年12月に山梨労働局が設置されました、山梨障害者雇用対策協議会、これは私どももメンバーになっておりますが、このような機会を通じまして障害者の雇用を各企業に強力に働きかけていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

高木委員 協議会ともしっかり連携をとってアップを図っていただきたいと思いますけれども、身体障害者は無論でありますけれども、精神障害者となりますとコミュニケーションがしっかりとれないとか、さまざまな、さらに身体障害者以上に難しい問題が発生するかというふうに思っておりますけれども、ここの雇用率をアップしていくのに県は何かお考えがございませうか。

山本障害福祉課長 精神障害者、特に発達系の精神障害をお持ちの方は、円滑なコミュニケーションができないといったような傾向を有する方が多くいます。このため、精神障害者の雇用のためにまず必要なのは、就労定着と離職の防止ということでございまして、こういった取り組みを職場内外を通じて進めていくことによりまして、特に生活面でのサポートを充実していくことが重要ではないかと考えております。

このため、県内4カ所の障害者・就業生活支援センターを中核といたしまして、県版障害者ジョブコーチの派遣などによりまして、きめ細かい支援を行ってまいりたいと考えております。

また、コミュニケーションが円滑にできない精神・発達系の障害者の雇用を進めるためには、人と接する機会が比較的少ないものづくりの現場でありますとか、あるいは自然を相手とする農業の分野への就労を進めていくということも有効と考えております。こうした分野における職域の開拓を進めてまいりたいと考えております。

高木委員 最後になりますけれども、今、農業というお話がありました。農福連携というのは非常に重要ですし、また、効果的だというふうに思っておりますので、雇用率を上げるためにも、また、山梨県がほんとうにそういった人たちに優しい手が差し伸べられるような、協議会とも機能を発揮して進めていただければと思っておりますけれども、最後にその意気込みを聞いて終わりたいと思っておりますけれども。

山本障害福祉課長 農業は本県の基幹産業でございますし、豊かな自然環境や大消費地に近いという立地の特性を生かすことができる産業だと考えております。また、こうした分野で働くことによりまして、障害者が地域の一員として認められ、自信を持ってリハビリに取り組みむなど、相乗効果が期待できるのではないかと考えているところでございます。

さらには、農産物の生産だけでなく、加工や販売といった6次産業化を視野に入れた企業の誘致を目指すなど、本県の特性を生かした障害者の就労モデルづくりが可能ではないかと考えているところでございまして、今後さらに農福連携の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(産後検診の実施状況について)

安本委員 3点ほど質問させていただきます。初めに産婦検診の実施状況についてお伺いをしたいと思います。私はこの2月の県議会で産婦検診についてお伺いをしまして、出産後の母親について、育児の不安、それから重症で産後鬱を発症される方が多いという指摘もされておりました。また、そのことが新生児への虐待にもつながるというようなことで、産後2週間目とか1カ月など、特定の時期に産婦検診を行って、母体の回復、授乳の状況、精神状態を把握して、必要があれば産後ケア事業につなげる。そういう適切な対応を行うことが重要ということで、国のほうでこの産

婦検診について補助制度を創設しました。

私は本県の県内市町村への導入へ向けて、県の取り組みを伺ったのですが、そのときの御答弁は、各市町村は既に保健師さんとか助産師さんが対象者を全戸訪問する、乳児家庭全戸訪問、こんにちは赤ちゃん事業だというふうに思いますけれども、そういうふうな事業もやっていると。でも、こういう産婦検診の制度ができたのでしっかりと市町村導入の適否が判断できるような必要な情報提供に努めるという、こういう御答弁をいただきました。

そこでまずお伺いしますけれども、山梨県内市町村、本助成制度の市町村での県内の導入状況について、予定とか検討も含めてお伺いをします。

岩佐健康増進課長 産婦検診の実施につきましては、国の要綱に基づきまして、甲府市など5つの市町が既に実施をしている状況でございます。また、独自の実施方法で2町村が実施をしている状況でございます。また、それ以外のほとんどの自治体のほうで前向きに検討を進めているというふうな状況でございます。

安本委員 新聞紙上でも報道されていましたが、中には既にやっている乳幼児家庭全戸訪問調査もあるのでどうしようかというふうに思われているところがあるかと思うのですが、導入をまだ決めていない市町村での課題というものはどんなものがあるのでしょうか。

岩佐健康増進課長 市町村によりましては、既に産後1カ月までの間に2回、助産師等による全戸訪問を同じような形でチェックをするような事業を実施しているものがございます。そういったものとの重複の有無ということも一つの課題だと考えております。

また、原則として医療機関との間で委託契約を結ぶ必要性がございますので、そういったもの等々、事業実施に当たっての体制確保に時間を要しているところもあるというふうに聞いてございます。

安本委員 わかりました。この制度を国がつくったときに3つの要件を定めておきまして、一つは、冒頭申し上げましたが、母体の身体的機能の回復、授乳状況、それから精神状況をしっかり把握していくこと。それから、この2番目に産婦検診の結果が市区町村へ検査機関から速やかに報告がされること。3つ目に、この産婦検診をした後、支援が必要と判断される産婦に対しては、産後ケア事業を実施すること。こういうふうにあるんですけども、この産婦検診導入には産後ケア、山梨県は本当に県の御努力で県全部の市町村が産前産後ケアセンターを設置して利用をしておりますけれども、その推進を図るためにこういう産婦検診も導入したのだというふうに思いますけれども、私、この3番目のところの要件を見たときに、県の産前産後ケアセンターも、この委員会で去年も利用率がなかなか思ったほど伸びないというようなことも議論されておきまして、県ではこれぐらいの需要があるだろうと。でも、なかなか金額、利用料が高いという意見も出ておりましたが、利用につながっていないと。でも、本来必要な人はもっているはずだと。私は、この産婦検診を全市町村で速やかに実施をしていただいて、産後ケアにつなげていく、ケアセンターの利用につなげていく、こういうことも市町村に訴えていただきながら、県としてもぜひ推進していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

岩佐健康増進課長 国が示す産婦検診の実施につきましては、産後ケア事業を実施するということが必須となっております。全国的に見ますと、産後ケア事業を実施できている市町村はまだ少数派でございます。そういった中、県では全市町村と連携して全ての市町村で産後ケア事業が実施できるような体制を確保したところでございまして、これを適切に利用するために産後検診というのを活用していただいて、産後のお母さんの状況を把握しまして、適切に支援できるような体制を確保していきたいと考えております。

県のほうでも、産科、精神科等の医療機関等々にも働きかけまして、当事業の推進にも取り組んでいるところでございまして、引き続き市町村を支援してまいります。

安本委員 よろしくお祈いします。

次に、2月の県議会であわせて伺いました新生児聴覚検査なのですけれども、聴覚検査、小さいときにちゃんと、生まれてすぐ検査をして、適切な支援が行われれば、聴覚障害による音言語の発達への影響が最小限に抑えられるということで、このことについて伺いました。御答弁は、本県のこの検査の実施率は全国でもトップクラスで、95%ぐらい進んでいると。受けない新生児についてもフォローアップはしているんだと、こういう御答弁をいただいたところで、非常に安心をしたのですけれども、私、1つ、この検査にかかる費用についてはどうなんですかということの後で伺ったときに、近年、自己負担ということでご伺っていました。

最近、このことについて自己負担から、これは昨年度あたりからですが、幾つかの市町村では費用について補助を始めていると伺っております。県内の市町村でこの新生児聴覚検査について助成をしている市町村の状況についてはどういうふうになっていきますでしょうか。

岩佐健康増進課長 現在、新生児聴覚検査につきまして助成を行っている事業につきましては、9市町村で実施をしているように把握をしてございます。

安本委員 既に実施率が95%、フォローもして100%ぐらいちゃんと受けているにもかかわらず、最近、市町村が助成をすること、補助を始めたというのはどういうことが理由と県では考えられているのでしょうか。

岩佐健康増進課長 この事業につきましては、平成19年に発出された国の通知におきまして、地方交付税措置をされているというふうに整理をされているところでございますが、全国的に実施率があまりよくなかったということで、国のほうで本年度から全県体制での事業実施を進めるための体制を確保するよう都道府県に求めたところでございます。

ただ、我が県におきましては、既に医療機関等の協力を得まして全県体制の体制は確保されているところで、先ほど安本先生もおっしゃられたとおり、95%前後の実施率を誇っているところでございます。これらにつきましては、国のこういった動きなども市町村に情報提供をする中で、おそらく各市町村におかれまして子供の両親の負担軽減、そういったことも踏まえて助成を開始していると考えてございます。

安本委員 このことについては市町村の子育て支援に対する考え方、市町村独自でいろいろなお考えを持っていらっしゃるのではというわけにはいかないと思うのですけれども、例えば子供の医療費の窓口無料化にしても、対象年齢は違いますし、私も県のほうで頑張っただけならば財政的に市町村も同じ、例えば中3とか、まあ、高3のところまで無料化しているところもあるわけですけど、せめて県内は同じレベルでやってもらいたいなという思いがあるわけなのですけれども、ぜひ、だんだん新生児聴覚検査についても補助をするところが出てきたわけです。やっぱり欲しいだけの子供が持てるようになかなかないのは経済的負担があるという声も聞いておりますので、ぜひ交付税の中に含まれているというようなことや、市町村でも助成されているということをもまだ助成していない市町村のほうに周知をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

岩佐健康増進課長 これらの情報につきましては、昨年からの動きの中で複数回にわたりまして各市町村には情報提供をしている状況でございます。また引き続き機会を捉えまして各市町村には情報提供を進めていきたいと考えております。

(子育て世代包括支援センターについて)

安本委員 よろしくお願ひします。

最後に、子育て世代の包括支援センターについてお伺いをしたいと思います。昨年、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されまして、子育て世代の包括支援センター設置が、市町村の、これは努力義務ですけれども、努力義務とされたところです。日本版ネウボラというようなことで報道もされました。このセンターが法律の中できちんと位置づけられたという意味は大変大きいものがあると考えておまして、これから設置に向けて自治体の取り組みの加速化が期待をさ

れているところです。ただ、その割にはあまりこのことが広報されていないのかなということも懸念をしているところなのですけれども、この子育て世代包括支援センターとはどういうものなのか、ちょっと簡潔に御説明をいただければと思います。

岩佐健康増進課長 子育て世代包括支援センターでございますが、市町村が妊娠期から子育て期にわたるまでさまざまなニーズに対しましてワンストップで相談支援ができるような体制を確保するような事業となっております。

安本委員 今までは医療機関に行ったり、保健所に行ったり、行政の窓口に行ったり、それぞれのところへ相談をしなければいけなかったと。県の産前産後ケアセンターに伺ったときも、24時間の電話相談の受付をしておられまして、県内だけではなくて全国から相談が来るんですということで、子育て支援とかそういうことに対する相談というのは皆さん、すごくたくさんニーズがあって、それぞれの個別のところを受けていただいたと思うのですけれども、これはワンストップでこの窓口で受け付けてもらえるということで非常に有効だなと思っているところです。
国ではおおむね平成32年度までにこれを全国展開を目指していると、こういうことで承知をしておりますけれども、現在、県内の市町村での設置状況についてはいかがでしょうか。

岩佐健康増進課長 県内の状況でございますが、平成27年度から6つの市、それから28年度からは3つの市、今年度からは2市1町合計12市町で設置が進んでいる状況でございます。

安本委員 すみません、私のほうも9つまでの市しか承知していなかったものですから、少し安心をしました。単独で小さい村等でこれを設置するには大変かなということも思うのですけれども、設置に向けてどのような課題があるということで県のほうでは受けとめていらっしゃるでしょうか。

岩佐健康増進課長 当該事業につきましては、保健師等が、母子保健支援の専門家が複数の部署に分散配置されているようなところで非常に効果が発揮されるかと。逆に小規模な自治体には既に1つの部署で対応しており、ワンストップ的な対応ができているような場合には、これらを改めて設置する意義に乏しいかと考えてございます。
国のほうでも、必ずしも全市町村に設置ではなく、小規模の市町村においては複数市町村による体制確保ということも検討することとされておりますが、それらの調整等に小規模自治体では時間がかかっていると考えてございます。

安本委員 最後に、そういった課題に対して県としてはどういうふうな支援をされていかれるのかお伺いをします。

岩佐健康増進課長 県では平成28年2月の産後ケアセンターの開設を契機としまして、全市町村を含めました山梨県産後ケア事業推進委員会を定期的に開催してございます。そういった中で研修会等を実施して、その中で子育て支援の専門的な知識を持ち、また、関係機関と適切な連携が図れるような人材の育成、それから市町村間等の連携や技術的な支援というのを行っているような状況でございます。引き続きこういった研修等を通じて、各市町村の母子保健事業について支援をしていきたいと考えております。

(がん対策について)

桜本委員 がん対策の推進についてちょっとお伺いをいたします。75歳未満の死亡率が20%減少させるということの中で、さきの代表質問、皆川議員の質疑の中で、12%ちょっとの達成しかできないと。死亡率を低くするという事は、例えば人口減の問題にも通じてきますし、あるいは働き盛りの方にとっては死亡ということは貧困家庭を生むという、非常に県政、国政に対しても重要な中で、この死亡率に大きく左右する罹患率や、5年まで生存するというような状況を県のほうはどんなふうな把握をされているのか。それで、そのデータの示す意味、例えば県のがん対策における予算の配分だとか、あるいは力を入れているところというものが十分データとしてあら

われているのか、あらわれていないのか。あるいは、このデータを見ると今後こういったところに弱点があるという考え方、政策を変えていかなきゃならないなど、どういうふうなデータの見方をしていますか。

岩佐健康増進課長 山梨県のがん登録情報によりますと、人口10万人当たりの年齢調整罹患率、かかった人の割合に関しましては、直近の数字で2012年に10万人当たり324.8となっております。全国的には増加傾向を認める中、2008年の登録開始以来、減少傾向を認めておりまして、2010年以降は全国値を下回っているような状況でございます。これらについてはがん予防対策の指標になると考えておりまして、がん予防の効果が上がっているものと考えられております。また、5年相対生存率につきましては、直近の数字で65.1%となっております、全国の62.1%を上回っております。これらについては検診等によって早期発見できているかどうか、また、我が県のがん医療のレベル、そういったものを指し示す指標かと考えておりますが、早期発見であったり、がん医療のレベルについても問題のないところにいると考えてございます。

桜本委員 がん対策にとってステップがあると思います。まずは検診がどのぐらいの検診率なのか。そしてまた、検診を行いながら精密検査をしたほうがいいんじゃないかというような指導を受けながら、実際、精密検査をするという形の中で、やはり県行政としても市町村の中でやはり非常に政策の重点を置いているところ、置いていないところ、そういったものを平均しながら山梨の実績につながっていくということの中で、やはり市町村の置かれているデータというものを広く開示していく必要もあると思うのですが、その受診率と精密検査の受診率、どのような状況になっておりますか。

岩佐健康増進課長 検診の受診率につきましては、肺がん検診の受診率では50%を上回り、また、胃がんや大腸がんにつきましても、当面の目標である40%を超えるなど、全国トップレベルの受診率となっているところでございます。これら県民の検診受診等の意識の高さというのを反映しているのではないかと考えているものでございます。一方で、検診後に精密検査が必要な人のうち、医療機関等を受診して精密検査を受けた方の割合につきましては、がんの種類によって異なりますが、50%から86%と、全国に比べて低めの状況になってございます。これらは検診によつての早期発見をするために大きな課題の一つであると認識している状況です。

桜本委員 精密検査の受診がおろそかになっているということについては、非常に対策を早急に練らなきゃならない、本当に市町村を挙げて、あるいは義務づけている各事業所のそういった中でやはり精密検査からの実績報告というような形を、一番大事なところがあるそかになっているということでは命は守られません。ぜひ県行政としてこういった誘導施策につなげていきたいと思っておりますか。

岩佐健康増進課長 精密検査受診率の向上という観点では、個別の勧奨が有効であるというふうな研究もございます。精密検査が必要な人に個々に電話や手紙等で直接アクセスするようなやり方で進めていくというものでございますが、実施主体であります市町村が適切にそういったことができるよう、県としても研修であったりとか、資料の紹介などを通じて取り組んでいきたいというふう考えております。また、今年度、第3次のがん対策推進計画を策定する予定になっておりますので、そういった検討の中でもさらに精密検査受診率の向上ということにどういったことができるか、専門家の意見等も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

桜本委員 最後に、先ほど、がん検診の精度というようなことで質問させていただきましたが、青森県も非常にがん対策の中で死亡率が高いと。47都道府県の中で最下位を長年続けているということの中で、その実態が、がん検診の精度が非常に悪かったというような情報も流れているところであり、やはり山梨県としても、例えばどのぐらいの今、精度を施しているのか。例えばバリウ

ムを飲むときのバリウムの濃度だとか、あるいはそこにおいてのレントゲンを撮るときの角度が他県よりも進んでいるのかおくられているのか。いろいろな意味で検診の精度がどういう状況になるのかということもやはり補完する部分だと思いますが、その検診の精度についてどのように県ではお考えでしょうか。

岩佐健康増進課長 検診の精度を高めるということにつきましては、昨年、総務省のほうから厚労省や都道府県に対してがん検診の精度管理をしっかりとするというふうな勧告が出されていることなどを踏まえまして、非常に我々としても重要なことだというふうに考えております。

青森県の事例につきましては、がん登録情報を活用した形で国立がん研究センターと青森県が実施しているモデル的なものになっておりまして、その同じような数値というのは山梨県ではまだ把握ができない状況でございます。ただ、こういったことも含めまして、検診の精度というのをしっかりと保っていくということが重要でございまして、チェックリストというものが検診の実施主体ごとによってありますので、そういったものをきちんと活用できるように、各市町村や検診機関の担当者等にも研修等を通じて知識を高めていくことなどを進めまして、県としても進めてまいりたいと考えております。

その他

- ・ 包括外部監査の指摘事項について、委員長から議長へ報告とすることとした。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・ 県外調査を8月28日から30日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

教育厚生委員長 望月 利樹